

2021年1月12日

JIS 認証取得工場
品質管理責任者 各位

一般財団法人 日本建築総合試験所
製品認証センター長 永山 勝

緊急事態宣言の発出に伴う工場審査の延期等について

今般発出された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を受け、当センターの対応方針を下記のとおり決定しましたので、謹んで連絡申し上げます。

記

1. 緊急事態宣言の対象区域に所在する認証工場につきましては、原則、審査日を延期します。
2. 緊急事態宣言の対象区域に居住する審査員につきましては、原則、工場審査に担当させません。
3. 上記 1.及び 2.の対応は、緊急事態宣言発出中までとします。
4. 今後、緊急事態宣言の対象区域拡大等があった場合、該当区域における緊急事態宣言期間中は、上記と同様に取り扱うこととします。
5. 各種申請や変更届に対する業務は通常通り（平日 9:00～17:15）実施しています。

なお、審査日の延期等の詳細につきましては、個別に担当審査員又は当センター（審査課、東日本業務課）より連絡申し上げます。また、新型コロナウイルスの影響によって、定期の審査の期日までに申請書の提出が困難な場合等は、お手数でもお早めに当センターまでご相談下さい。

工場様には何かとご迷惑をおかけ致しますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

認証部 審査課	平井、貴志、水谷	TEL 06-6966-5032
		E-mail pcc02@gbrc.or.jp
認証部 東日本業務課	山田、安田	TEL 03-3580-0866